

# 岡山市保護司会連絡協議会補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、地域の犯罪予防のための世論の啓発に努め、もって犯罪のない明るい社会づくりをするため、岡山市保護司会連絡協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪予防啓発事業 犯罪予防及び更生保護のための啓発活動
- (2) 調査研究研修事業 保護司の資質向上のための調査研究及び研修
- (3) 関係機関団体連携協力事業 関係機関団体との連携協力

## (補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市保護司会連絡協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者は、補助事業者としない。

## (補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料、賃借料及び負担金とする。

## (補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）で、1,435,000円を上限とする。

## (交付申請)

第7条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年4月末日までとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、当該団体等の円滑な活動を支援するため、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月5日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。